

【原著】

記述的規範と感謝メッセージの送り手の印象が 迷惑行為の抑制意図に及ぼす影響¹⁾

田 中 知 恵（明治学院大学心理学部）

要 約

記述的規範ならびに感謝メッセージの送り手の印象が迷惑行為の抑制意図に及ぼす影響に関し、駐輪行為を題材としたシナリオ実験を実施して検討した。その結果、その場での迷惑行為の抑制意図に関してたずねた場合には、自転車の整頓という記述的規範があるときには、送り手の印象が良い場合のほうがそうでない場合よりも、迷惑行為の抑制意図が高まることが示された。また送り手の印象が良いときには、整頓の規範がある場合の方が非整頓の規範がある場合よりも、迷惑行為の抑制意図や記述的規範の知覚が高まり、記述的規範の知覚がメッセージの送り手の印象によって調整される可能性が示唆された。送り手の印象が良い場合にはそうでない場合よりも、送り手との関係に対して互恵性の規範が知覚されることが示された。迷惑行為の抑制における記述的規範や互恵性の規範の知覚の働きに関して考察された。

キーワード：記述的規範，互恵性の規範，迷惑行為の抑制意図

問 題

社会的迷惑に関する研究

公共の場におけるマナーに逸脱する行為として、たとえば迷惑駐輪やゴミのポイ捨て問題などがメディア等で取り上げられ論じられている。このような行為を吉田・斎藤・北折(2009)は、“行為者が自己の欲求充足を第一に考えることによって、結果として他者に不快な感情を生起させる”社会的迷惑行為と定義した。近年では、他者（観察者）による社会的迷惑の認知や、行為者における社会的迷惑行為の抑制のプロセスに関し実証的検討が行われてきた。たとえば、社会的迷惑の認知に関して検討した高木・村田(2005)の研究では、“多くの人がいる場面で大きな声を出すべきではない”といった公衆道徳のマナーもしくは“相手に聞き取りやすく話す”といったコミュニケーションのマ

ナーのいずれかに関する文章を実験参加者に読ませ、それぞれのマナーに参加者の注意を向けさせた後、他者がペアになりある課題を遂行する場面の録画を視聴させた。その録画の内容に対する参加者の迷惑認知について測定したところ、公衆道徳のマナーに注目させた場合の方がコミュニケーションのマナーに注目させた場合よりも、同じ発話行為を迷惑と認知していた。この結果は、その時に受け手が注目をしているマナーによって、迷惑の認知の程度が変化する可能性を示唆している。

また迷惑行為の抑制に関して検討した北折・吉田(2000)の研究では、大学構内で迷惑駐輪に関するフィールド実験を行い、立て看板に迷惑行為に対する制裁を提示した場合には、通常の禁止や強い禁止、被害の提示、同調の抑止に関する内容を提示した場合よりも、迷惑駐輪が少なくなることを示している。

感謝メッセージの効果

社会的迷惑行為や行為意図の低減は社会における重要な課題であるが、近年では特に受け手側の認知に関して検討が進められており、そのひとつが感謝メッセージの効果に関する研究である。

感謝とは、支援や貢献の行為者に対して謝意を示すことと考えられる。感謝メッセージの効果に関しては、これまで主に感謝が受け手の向社会的行動に及ぼす影響に関して検討されてきた。たとえばある研究では、大学生もしくは大学院生に、ライティング・スキルの研究への参加を依頼した。参加者は、他の学生が書いた求職書類の添え状を添削し、翌日にその学生（実際には架空）から e-mail を受け取った。その内容は、感謝のメッセージ（感謝条件）もしくはニュートラルなメッセージ（統制条件）であり、さらにいずれの条件でも 2 回目の添削の依頼がなされた。その結果、参加者が 2 回目の添削をした割合は感謝条件の方が統制条件よりも高かった。さらにこうした効果は参加者の自己に対する社会的価値の高まりを媒介していることが示された (Grant & Gino, 2010)。すなわち、感謝メッセージを受け取ると自己社会的価値が高められ、向社会的行動の促進に結びつく可能性が示唆される。

このような感謝メッセージに対する受け手の認知に注目し、社会的迷惑行為意図の抑制に関して検討した研究として、油尾・吉田 (2012) が挙げられる。この研究では、公共の場でしばしば見られる感謝メッセージ（たとえば“いつもトイレをきれいにお使いいただきありがとうございます”といった内容のメッセージ）が社会的迷惑行為意図を抑制させることに関して検討するため、駐輪場の貼り紙の文言として感謝メッセージもしくは命令メッセージを掲載した。加えて、そのメッセージの送り手（交通整備員）がいつも駐輪場を整頓している情報のある場合とない場合を条件として設けた。実験参加者の迷惑行為抑制意図を測定した結果、感謝

メッセージ条件では送り手情報のある場合の方がいない場合よりも、迷惑行為抑制意図が高かった。また送り手情報あり条件では、感謝メッセージを呈示された場合の方が命令メッセージを呈示された場合よりも、抑制意図が高かった。また感謝メッセージ条件においては、送り手の情報があると互惠性の規範を媒介して抑制意図を高めることが、媒介分析によって確認された。油尾・吉田 (2012) はこの結果に基づき、送り手の情報があると、受け手と送り手との間で互惠性の規範が強く形成され、社会的迷惑行為が抑制されると考察している。

互惠性の規範の認知

上述したように、油尾・吉田 (2012) では感謝メッセージの効果を互惠性の規範という観点から検討している。互惠性の規範とは、Gouldner (1960) の定義によると、“助けてくれた人を助けるべきで、傷つけるべきではない”という規範であり、集団の安定化をもたらし、さらに社会的相互作用を始発させる機能を持つ。この規範は返報性の規範とも呼ばれ、広く私たちの社会に浸透している。たとえば、災害に直面した際に他の地域から援助を受けた地の人々が、今度は相手の地域の災害に際していち早く支援を申し出るといったことなども、この規範が文化や地域を超えて人間社会の規範となっていることを示すものと考えられよう。

このような規範の働きは向社会的行動において見られるだけではなく、しばしば他者を説得する場面においても要請技法として用いられる場合がある。たとえば、いったん相手がどうてい承諾できないような要求をあえてし、それを拒絶させた後に、本来の少しレベルを下げた要求をするような技法（ドア・イン・ザ・フェイス法）も、互惠性規範の働きを用いていると考えられる。ある研究では、献血活動の一環として、大学生に 3 年間にわたり 6 週間に 1 回の献血を求めた。そしてその依頼が拒否された場合には、1 回の献血を求めた（ドア・イン・ザ・

フェイス条件)。他の条件として、献血を呼びかけるステッカーを一目につくところに貼るよう依頼され、承諾した場合には続けて1回の献血を求められる条件（フット・イン・ザ・ドア条件）、また最初から1回の献血を求められる条件（統制条件）が設けられていた。実験参加者である大学生が献血に応じた率を比較したところ、ドア・イン・ザ・フェイス条件の参加者における割合が他の条件よりも高かった。さらに、将来また献血に協力するための電話番号を教える割合も他の条件よりも高かった（Cialdini & Ascani, 1976）。この結果は、相手から譲歩されると、人が次の要求を譲歩して受け入れる可能性が高いことを示し、相手から受けた譲歩に応える規範の働きを実証したものと見える。

油尾・吉田（2012）の研究で用いられた“ありがとうございます”という感謝メッセージは送り手の譲歩を直接的に意味するものではないが、送り手が受け手の行為に対してあらかじめ好意的なメッセージを送ったことで、受け手の向社会的行動の意図を高めたと考えられる。

記述的規範の認知

上記で論じた互惠性の規範は、社会的迷惑行為を抑制したいと考える送り手と受け手（行為者）との間に生じる規範であるが、社会的迷惑行為に影響する他の重要な規範として、行為者自身の規範の影響が実証的に検討されている。この領域の研究では、主に命令的規範（injunctive norm）と記述的規範（descriptive norm）の影響に関して検討されてきた。命令的規範とは、どのような行動が典型的に認められ、あるいは認められないのかという知覚を含む概念であるのに対し、記述的規範は、典型的な行動がどのようになされているかという知覚を含む概念である（e.g., Cialdini, 2003）。迷惑駐輪を例にとると、命令的規範は“駐輪が禁止されている場所に駐輪すべきでない”という内容である。他方、もしもその場所に自転車が多く置かれていれば“この場所に駐輪が多くされている”と

いう内容が記述的規範となる。そうした場合、知覚者は記述的規範に従い、迷惑駐輪をする可能性が高まるという。

この点に関して検討した研究では、駐車場に停まっていた自動車のフロントガラスにチラシを置いておき、自動車のオーナーがそのゴミをどう扱うか記録した。その際、記述的規範を操作するために、駐車場にゴミをあらかじめ散らかしておく条件（ポイ捨て条件）と、駐車場をきれいな状態にしておく条件（反ポイ捨て条件）を設けた。また、これらの規範への注目を高めるために、他者がポイ捨てをするシーンを見せて規範の顕現性を高める条件（高顕現性条件）と、他者は単に横を通り過ぎる条件（低顕現性条件）を設けた。その結果、ポイ捨て条件において記述的規範の顕現性が高い場合に最もゴミが捨てられる割合が高いことが示された（Cialdini, Reno, & Kallgren, 1990, Experiment1）。すなわち記述的規範が顕現的な状況では、人がその規範に従い迷惑行為を起こす可能性が高いことが示唆されている。

本研究の目的

上述したように、社会的迷惑行為意図の抑制に関して検討するためには、受け手の記述的規範の認知に注目する必要があるが、油尾・吉田（2012）の研究では、実験の独立変数として扱われた送り手の情報の有無と、受け手の記述的規範の認知の要因が交絡していた可能性がある。実験において、メッセージの送り手情報あり条件では交通整備員の情報として、参加者に“その人は、いつも自転車をきれいに整頓してくれています”という内容を呈示していた。このことにより、“駐輪場がいつもきれいに整頓されている”という参加者の記述的規範の認知をも操作してしまった可能性がある。すなわち、油尾・吉田（2012）の研究においてこの条件で認められた感謝メッセージの効果は、送り手の情報があることによって生じたのか、記述的規範の効果によって生じたのか厳密には区別でき

ないかもしれない。よって本研究では、この点を明確にするために、送り手の情報の中に自転車の整頓という内容を加えずに検討し、感謝メッセージの送り手に関する情報と記述的規範の操作を独立して扱う。

感謝メッセージの送り手に関する情報としては、送り手の印象を取り上げ、送り手が好印象の人物である場合とそうでない場合を条件として設ける。この理由は、感謝メッセージを受け手が受け取る場合でも、互惠性の規範が送り手と受け手の間で生じるためには、受け手が送り手に対して社会的信頼を抱く必要があると考えられるためである。

以上のことから、本研究では、記述的規範と感謝メッセージの送り手の印象が社会的迷惑行為の抑制意図に与える影響に関して、駐輪場を用いたシナリオ実験を実施して検討する。記述的規範を操作するため、実験参加者に駐輪場の状況として自転車が整頓されて置かれている写真（整頓条件）、もしくは乱雑に置かれている写真（非整頓条件）を呈示する。実験の中で現在の使用状況としてこれらを呈示することで、記述的規範の顕現性は高いと考えられる。また感謝メッセージの送り手の印象を操作するため、送り手の情報として好印象もしくは非好印象の内容を文章で呈示する。なお、研究では記述的規範と互惠性の規範の知覚に関しても測定し、独立変数がこれらの知覚に及ぼす影響ならびに各規範が迷惑行為意図に及ぼす影響に関しても探索的に検討する。

整頓が記述的規範として働く条件では、非整頓が記述的規範として働く条件よりも、迷惑行為意図が低いだらう。この効果は、感謝メッセージの送り手が好印象条件の方が非好印象条件の場合よりも大きいだらう。

方 法

実験参加者

都内私立大学の学生 80 名（男性 28 名 女性 52 名）。平均年齢は 20.75 歳、標準偏差は 0.91

であった。

実験デザイン

記述的規範（非整頓・整頓）×送り手の印象（非好印象・好印象）の 2 要因参加者間計画であった。

手続き

参加者には“アンケート調査”の名目で研究への参加を依頼した。個別に質問紙を配布し、回答してもらった後に回収した。

年齢や性別などをたずねるフェースシートへの回答を求めた後、“以下に記す状況を想像してください”という教示とともに、スーパーの駐輪場で自分の自転車を停めるスペースがないという内容のシナリオを呈示した。文章は、油尾・吉田（2012）の研究で用いられたシナリオを参考にし、作成されたものであった。次に、感謝メッセージをスーパー警備員の貼り紙としてすべての条件において呈示した。貼り紙は“お客様へ きれいに駐輪していただきありがとうございます”という文章とともに、警備員の絵を掲載したものであった。さらに、貼り紙の警備員の情報として、好印象人物の内容もしくは、非好印象人物の内容を呈示した。具体的には、好印象条件では、“その人はいつもまじめに仕事をしていて、駐輪場の使用者には声をかけ、笑顔で挨拶してくれます”という文章を用い、非好印象条件では“その人はいつも事務所にいて、駐輪場の使用者が来ても気づくことなくテレビを見ています”という文章を用いた。²⁾

続くページでは、“前のページで述べた駐輪場の、現在の使用状況は写真のような様子でした”と説明し、自転車が整頓されて置かれている写真、もしくは乱雑に置かれている写真を呈示した。その写真の下には“このような場面になったとき、あなたならどのような行動をとるのでしょうか。想像してみてください”と教示し、次のページでは以下の項目に回答を求めた。

従属変数では、迷惑行為の抑制意図を油尾・吉田（2012）の研究と同様の 2 項目（“他の自転車を動かし、空いたところに自分の自転車をとめる”“別の空いている駐輪場を探して自分

の自転車をとめる”)によってたずねた。続けて、警備員に感じる互惠性の規範を“迷惑をかけたくはない”“働きに対して好意を感じる”など10項目によりたずねた。また記述的規範を“この利用状況なら駐輪マナーを守る必要はない(逆転項目)”“この利用状況なら駐輪マナーを違反してはならない”など10項目によりたずねた。回答はいずれの項目に対しても“全くあてはまらない(1)―非常にあてはまる(6)”の6件法で求めた。

結果

社会的迷惑行為の抑制意図

社会的迷惑行為の抑制意図を測定するため用いた2項目(油尾・吉田, 2012)に弱い負の相関が見られたため($r = -.24, p < .05$), 1項目ずつ分析することとし, 各得点に対して2(記述的規範)×2(送り手の印象)の分散分析を行った。

その結果, “他の自転車を動かし, 空いたところに自分の自転車をとめる”という項目1に対しては, 使用状況の主効果($F(1, 76) < 1, ns$)ならびに送り手の印象の主効果($F(1, 76) = 1.90, ns$)は認められず, 記述的規範×送り手の印象の交互作用のみ有意に認められた($F(1, 76) = 5.83, p < .05$)。この交互作用効果のパターンに関して明らかにするため, 単純主効果に関して検討したところ, 整頓条件において好印象群($M = 5.15, SD = 0.75$)の方が非好印象群($M = 4.05, SD = 1.70$)よりも抑制意図を高く回答していた($F(1, 76) = 7.20, p < .01$)。また好印象条件において整頓群($M = 5.15, SD = 0.75$)の方が非整頓群($M = 4.20, SD = 1.06$)よりも抑制意図を高く回答していた($F(1, 76) = 5.37, p < .05$)。各群の平均値をFigure 1に示す。

“別の空いている駐輪場を探して自分の自転車をとめる”という項目2に対しては, 記述的規範の主効果に有意傾向が認められた($F(1, 76) = 3.88, p < .06$)。整頓条件($M = 4.08, SD = 1.54$)は非整頓条件($M = 3.38, SD = 1.73$)よ

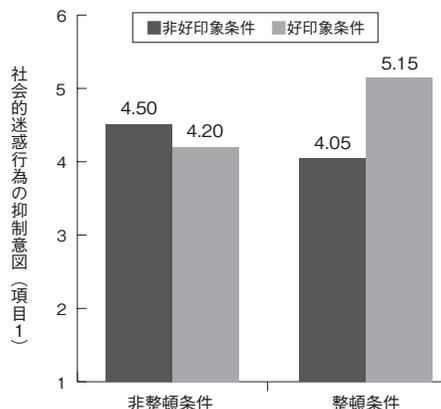


Figure 1 社会的迷惑行為の抑制意図(項目1)
“他の自転車を動かし, 空いたところに自分の自転車をとめる”

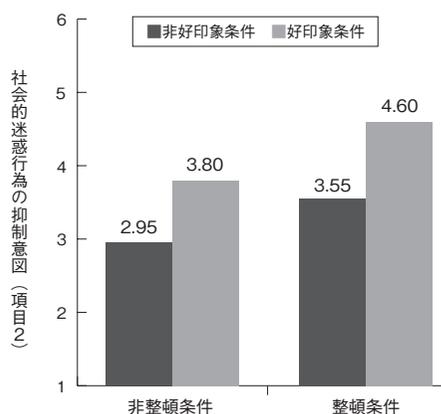


Figure 2 社会的迷惑行為の抑制意図(項目2)
“別の空いている駐輪場を探して自分の自転車をとめる”

りも, 抑制意図を高く回答する傾向があった。また送り手の印象の主効果が認められた($F(1, 76) = 7.15, p < .01$)。好印象条件($M = 4.20, SD = 1.56$)は非好印象条件($M = 3.25, SD = 1.66$)よりも, 抑制意図を高く回答していた。記述的規範×送り手の印象の交互作用は認められなかった($F(1, 76) < 1, ns$)。各群の平均値をFigure 2に示す。

記述的規範の知覚

記述的規範の知覚に関して測定した 10 項目 ($\alpha=.89$) の回答を合計し、記述的規範得点を作成した。得点が高い方が、研究で呈示された状況において整頓するという規範の知覚が高いことを示す。この得点に対し、2 (記述的規範) \times 2 (送り手の印象) の分散分析を行ったところ、記述的規範の主効果が有意に認められた ($F(1, 76) = 4.09, p < .05$)。整頓条件 ($M = 45.68, SD = 7.17$) は非整頓条件 ($M = 42.00, SD = 9.25$) よりも、記述的規範を高く知覚していた。この効果は、記述的規範の操作が成功していたことを示すものである。送り手の印象の主効果は有意ではなかった ($F(1, 76) < 1, ns$)。また記述的規範 \times 送り手の印象の交互作用効果が有意に認められた ($F(1, 76) = 3.98, p < .05$)。単純主効果に関して検討したところ、好印象条件において整頓群 ($M = 46.60, SD = 4.85$) の方が非整頓群 ($M = 39.30, SD = 7.99$) よりも整頓規範の知覚が高かった ($F(1, 76) = 8.08, p < .01$)。また非整頓条件において非好意印象群 ($M = 44.70, SD = 9.81$) の方が好意印象群 ($M = 39.30, SD = 7.99$) よりも整頓規範の知覚が高かった ($F(1, 76) = 4.42, p < .05$)。各群の平均値を Figure 3 に示す。

なお、送り手に関して好印象の情報を呈示した場合に、記述的規範の操作が記述的規範の知覚を媒介して社会的迷惑行為の抑制意図が高め

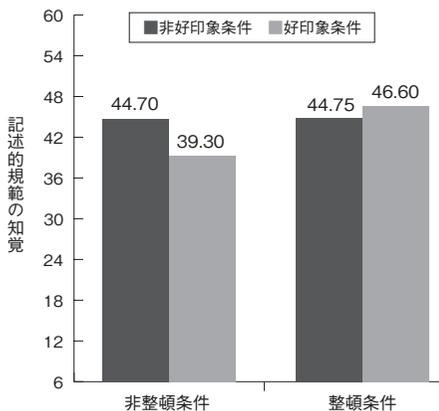


Figure 3 記述的規範の知覚

るのか検討するため媒介分析を行ったが、社会的迷惑行為の抑制意図の測定 2 項目いずれにおいても、記述的規範の知覚による媒介効果は認められなかった。

互惠性の規範の知覚

互惠性の規範の知覚に関して測定した 10 項目 ($\alpha=.80$) の回答を合計し、互惠性の規範得点を作成した。この得点に対し、2 (記述的規範) \times 2 (送り手の印象) の分散分析を行ったところ、送り手の印象の主効果が有意に認められた ($F(1, 76) = 12.52, p < .01$)。好印象条件 ($M = 41.83, SD = 7.80$) は非好印象条件 ($M = 36.48, SD = 5.45$) よりも、送り手との関係に対して互惠性の規範を高く回答していた。記述的規範の主効果 ($F(1, 76) = 1.19, ns$) ならびに記述的規範 \times 送り手の印象の交互作用効果 ($F(1, 76) < 1, ns$) は認められなかった。各群の平均値を Figure 4 に示す。

なお、送り手に関する情報の内容が互惠性の規範の知覚を媒介して社会的迷惑行為の抑制意図を高めるのか検討するため媒介分析を行ったが、社会的迷惑行為の抑制意図の測定 2 項目いずれにおいても、互惠性の規範の知覚による媒介効果は認められなかった。

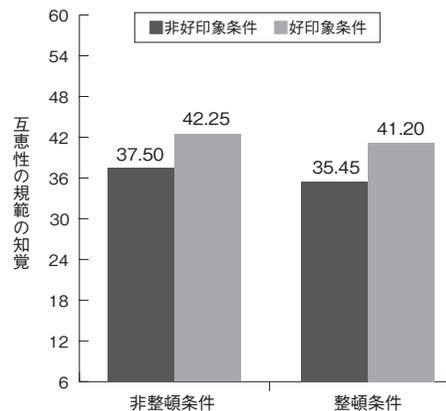


Figure 4 互惠性の規範の知覚

考 察

本研究では駐輪行為を題材とし、状況における記述的規範ならびに感謝メッセージの送り手の印象が迷惑行為の抑制意図に及ぼす影響に関してシナリオ実験を実施して検討した。その結果、その場における迷惑行為の抑制意図に関してたずねた場合には、自転車の整頓という記述的規範があるときには、送り手の印象が良い場合のほうがそうでない場合よりも、迷惑行為の抑制意図が高まることが示された。また送り手の印象が良いときには、整頓の規範がある場合の方が非整頓の規範がある場合よりも、迷惑行為の抑制意図が高まることが示された。

また、他の場所における迷惑行為の抑制意図に関してたずねた場合には、自転車の整頓という記述的規範がある場合には、非整頓という記述的規範がある場合よりも、迷惑行為の抑制意図が高まること、また送り手の印象が良い場合の方がそうでない場合よりも、迷惑行為の抑制意図が高まることが示された。

また測定された記述的規範の知覚に対する分析により、送り手の印象が良いときにその状況が整頓されているという記述的規範の知覚が高まることが示された。この結果は、記述的規範の知覚が、メッセージの送り手の印象によって調整される可能性を示唆している。

なお、送り手の印象が良い場合でも状況が整頓されていない場合には、きれいにすべきという記述的規範の知覚が低いことが示された。これは、好印象の送り手によって整頓されていることが期待される駐輪場がそうでない状況を見ることで、より一層、状況への注目が高まり、自転車を整頓してとめなくてもよいという逆の記述的規範が知覚されたためかもしれない。すなわち、整頓しないという記述的規範が顕現的になったため、この効果が生じた可能性がある。

測定された互惠性の規範の知覚に対する分析では、送り手の印象が良い場合にはそうでない場合よりも、送り手との関係に対して互惠性の規範が知覚されることが示された。この結果は、

感謝メッセージの送り手に良い印象を持っていると、互惠性の規範の知覚が高まることを示唆している。しかしながら、媒介分析を行ったところ、互惠性の規範の知覚を媒介して、迷惑行為の抑制意図が高まるというプロセスを支持する証左を見出すことができなかった。この点に関しては今後さらに実証的に検討していく必要がある。

今後の課題としては、以下の点が挙げられる。第一に、社会的迷惑行為の抑制意図に記述的規範や互惠性の規範がどのようなプロセスにより影響を与えるのか検討する必要性である。本研究では探索的にそれぞれの規範の知覚を測定し、抑制意図に及ぼす影響に関して検討した。しかしながらこれらの規範の知覚による媒介効果は認められず、むしろ独立変数として操作された記述的規範の顕現性や送り手の印象が直接的に迷惑行為意図に効果を持つことが示された。この点に関しては、それぞれの規範の知覚がうまく測定できなかった可能性もあり、今後は測度を再検討し研究を行う必要があるだろう。

第二に、社会的迷惑行為の抑制意図の測定方法に関しても検討する必要があるだろう。本研究では、油尾・吉田(2012)で用いられた内容と同様の2項目(“他の自転車を動かし、空いたところに自分の自転車をとめる”“別の空いている駐輪場を探して自分の自転車をとめる”)によって、抑制意図を測定した。しかしながら先行研究では見られた2項目間の正の相関が認められず、項目ごとの分析を実施した。本研究において2項目間にむしろ弱い負の関係性が見られた点に関しては、2項目でたずねた内容の解釈が参加者において異なっていた可能性が示唆される。すなわち、ひとつめの項目でたずねたその駐輪場でスペースをつくるということは、その場での迷惑行為抑制の意図を測定するのに対し、ふたつめの項目でたずねた別の駐輪場を探すということは、他の場所での迷惑行為抑制の意図を測定するものと考えられる。ひとつめの項目でスペースを作るという考えに“あてはまる”と回答した場合には、参加者はその

ことで自分の自転車は止められると考え、別の駐輪場を探すという方法を採用する必要性はないと考えた可能性がある。この可能性を低めるためには、たとえば“もし近くに別の駐輪場がないとしたら、他の自転車を動かし、空いたところに自分の自転車をとめる”“もし他の自転車を動かさない状況であれば、別の空いている駐輪場を探して自分の自転車をとめる”など、条件を限定して参加者にたずねることも可能であろう。

第三に、記述的規範と互惠性の規範の関係性に関しても、今後検討する必要がある。本研究のデータ全体において、測定された両規範の知覚には正の相関が認められた ($r=42$, $p<.001$)。しかしながら、グループごとに両変数の関係性に関して確認したところ、記述的規範の非整頓・送り手の印象の好意印象の群 ($n=20$) においてのみ相関が認められなかった ($r=31$, ns)。この群の記述的規範得点が低いことが、こうした影響を生じさせている可能性がある。記述的規範と互惠性の規範の働きは独立したものなのか、あるいは状況によって相補的に働いたり加算的に働いたりするものか、さらなる検討が必要であろう。

こうした今後の検討課題はあるものの、本研究により、記述的規範があるときには、送り手の印象が良い場合のほうが迷惑行為の抑制意図が高まることが示された。この結果は記述的規範の効果における感謝メッセージの送り手の印象の調整効果を示唆するものである。また送り手の印象が良いときには、整頓の規範がある場合に迷惑行為の抑制意図が高まることも示され、送り手の印象の効果における記述的規範の調整効果も示唆された。記述的規範を顕現的にすることや感謝メッセージを呈示することだけでなく、こうした工夫を重ねることで、より迷惑行為の抑制意図に対する影響が強まる可能性を示した知見といえよう。さらに実証的な検討を進め、これらの働きメカニズムを明らかにする必要がある。

引用文献

- Cialdini, R. B. (2003). Crafting normative messages to protect the environment. *Current Directions in Psychological Science*, 12, 105-109.
- Cialdini, R. B. & Ascani, K. (1976). Test of a concession in procedure for inducing verbal, behavioral, and further compliance with a request to give blood. *Journal of Applied psychology*, 61, 295-300.
- Cialdini, R. B. Reno, R. R. & Kallgren, C. A. (1990). A focus theory of normative conduct: Recycling the concept of norms to reduce littering in public places. *Journal of Personality and Social Psychology*, 58, 1015-1026.
- Gouldner, A. W. (1960). The norm of reciprocity: A preliminary statement. *American Sociological Review*, 25, 161-178.
- Grant, A. M. & Gino, F. (2010). A little thanks goes a long way: Explaining why gratitude expressions motivate prosocial behavior. *Journal of Personality and Social Psychology*, 98, 946-955.
- 北折充隆・吉田俊和(2000). 違反抑止メッセージが社会規範からの逸脱行動に及ぼす影響：大学構内の駐輪違反に関するフィールド実験 実験社会心理学研究, 40, 28-37.
- 高木 彩・村田光二 (2005). 注目する規範の相違による社会的迷惑 社会心理学研究, 20, 216-223.
- 吉田俊和・斎藤和志・北折充隆 (2009). 社会的迷惑の心理学 ナカニシヤ出版
- 油尾聡子・吉田俊和 (2012). 送り手との互惠性規範の形成による社会的迷惑行為の抑制効果：情報源の明確な感謝メッセージに着目して 社会心理学研究, 28, 32-40.

脚注

- 1) 本研究は著者の指導のもと、演習1（3年ゼミナール）の実験実習のひとつとして実施されたものである。東みずきさん、石井直輝さん、濱田千穂さん、山下麻菜美さんのグループが実験実施を担当した。
- 2) 送り手の印象の操作に関する妥当性に関しては、予備調査（ $n=12$ ）により確認した。参加者に好印象、非好印象の説明文を呈示し、送り手の印象を判断してもらった結果、全員が好印象条件の送り手を印象が良いと判断した。

Effects of descriptive norm and the impressions of the gratitude messages sender on the intention of deterring inconsiderable behavior¹⁾

Tomoe TANAKA

(Faculty of Psychology, Meiji Gakuin University)

Abstract

This study examined the effects of descriptive norm and the impressions of the gratitude messages sender on intention of deterring inconsiderable behavior by conducting a vignette experiment on bicycle parking. Results showed that when the descriptive norm indicated organized parking, the intention of refraining from inconsiderable behavior in the situation increased in the favorable sender condition than those in the unfavorable condition. Results also showed that in the favorable sender condition, the descriptive norm of organized parking increased the intention of refraining from inconsiderable behavior and the perception of descriptive norm. The latter effect indicated that the possibility of the perception of descriptive norm would be moderated by the message sender's impression. In this condition, the perception of norm of reciprocity on the relationship with the message sender was also high. The role of perception of descriptive norm and reciprocity norm in the refraining inconsiderable behavior is discussed.

Key words : descriptive norm, norm of reciprocity, intention of deterring inconsiderable behavior